

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 星恵土ゼンヌルアベデイン

被告 国ほか

## 訴えの変更申立書

2024年4月15日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士 浦城知子

ほか

上記事件について、原告は下記のとおり請求の趣旨を変更する。

### 記

#### 第1 請求の趣旨の変更

訴状記載の請求の趣旨のうち第3項を次のとおり変更する。

- 3 被告国及び被告愛知県は、連帯して、原告星恵土ゼンヌルアベデインに対して、金330万円及びこれに対する令和5年5月10日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え

#### 第2 請求の原因の変更

訴状記載の請求の原因を次のとおり変更する。なお、対象として記載している職務質問は同一のものであり、その日時・場所について特定し直したものである。

- 1 9頁21行目「愛知県■■■■市に居住し」を「愛知県■■■■市に居住し」とする。
- 2 13頁8行目「2023年4月某日に受けた職務質問は、■■■■市内にある自宅前で」を「2023年5月9日午後11時頃から翌10日午前1時頃までの間に受けた職務質問は、■■■■内にある自宅前で」とする。
- 3 33頁10～11目「2023年4月に受けた職務質問は、■■■■市内にある自宅そばで」を、「2023年5月9日午後11時頃から翌10日午前1時頃までの間に受けた職務質問は、■■■■市内にある自宅そばで」とする。
- 4 37頁6～9行目を削除する。

以上